

奈良工業高等専門学校事務用電子計算機室使用要項

昭和56年4月1日制定

平成5年5月19日改正

(目的)

第1条 この要項は、奈良工業高等専門学校事務用電子計算機室規程第14条の規定に基づき、本校の事務用電子計算機室（以下「事務電算室」という。）の使用に関し必要な事項を定め、その効率的な運用を図ることを目的とする。

(使用者)

第2条 事務電算室を使用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 本校事務職員
- 二 その他室長が適当と認めた者

2 前項第1号に該当する者のうち、室員以外の者が使用するとき、原則として室員の立会いのうえ使用するものとする。

(使用時間)

第3条 事務電算室の使用時間は、原則として勤務時間内に限るものとする。

(使用の許可)

第4条 事務電算室を使用する者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ室長の許可を受けなければならない。

(使用の順位)

第5条 事務電算室を使用する場合における業務の優先順位は、原則として次のとおりとする。

- 一 事務処理に関するもの
- 二 事務処理の合理化及び省力化に関するもの
- 三 要員の養成に関するもの
- 四 その他

(使用心得)

第6条 使用者は、別に定める使用心得を遵守しなければならない。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、事務電算室の使用に関し必要な事項は、室長が定める。

附 則

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成5年5月19日から施行し、平成5年4月1日から適用する。